

いわき市災害公営住宅入居選考基準

大項目	小項目	定義	配点	備考
地域コミュニティの形成	従前のコミュニティの形成	震災時に同じ地区に居住していた被災世帯が、グループとなって災害公営住宅への入居を希望する場合	15	「従前のコミュニティ」と「新たなコミュニティ」の複合コミュニティは認められない
	新たなコミュニティの維持・発展	震災以後同じ地区に居住している被災世帯が、グループとなって災害公営住宅への入居を希望する場合	15	「従前のコミュニティ」と「新たなコミュニティ」の複合コミュニティは認められない
地元回帰希望者	地元への居住	震災時に居住していた地区に戻る世帯	15	申込者又は同居者に地元で被災した者がいれば配点
	遠距離通勤(現時点)	震災時に居住していた地区に申し込む場合で、かつ当該地区に遠距離通勤している者がいる世帯	5	・申込者又は同居者が該当する場合に配点 ・複数人いても5点 ・遠距離とは30km以上
	学区(地元)	震災時に居住していた住居が属する学区の学校に現在も通学している子がいる世帯	5	複数人いても5点
	学区(復学)	震災時に居住していた住居が属する学区の学校に復学する子がいる世帯	5	複数人いても5点
子育て・若年夫婦世帯	子育て世帯	18歳未満の子がいる世帯	10	複数人いても10点
	若年夫婦世帯	夫婦(婚約中の者を含む)の合計年齢が70歳以下の世帯	10	世帯内に合計年齢が70歳以下の夫婦がいれば10点
	ひとり親世帯	配偶者のいない者が、現に20歳未満の子を扶養している世帯	5	
	震災遺児世帯	震災により、20歳未満の者が両親を失った世帯又はひとり親世帯で同居していた親を失った世帯	5	「親を失った世帯」の「親」とは、20歳未満の子の親を指す

大項目	小項目	定義	配点			備考
高齢者世帯	高齢者世帯	申込者又は同居者に高齢者がいる世帯	70歳以上	65歳以上 70歳未満	昭和31年4月 1日以前に生 まれ、かつ 65歳未満	人数に応じて配点する 例) 70歳以上の高齢者 が2人の場合：8点 (4点×2人)
			4	3	2	
要介護者世帯	障がい者 要介護者 世帯	<p>申込者又は同居者が次のいずれかに該当する世帯</p> <p>(ア) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(ウ) 知的障害について福島県療育手帳制度要綱に定める知的障害A又はBのいずれかに該当する程度</p> <p>(エ) 要介護認定又は要支援認定を受けていること</p>	身体障害 2級以上	身体障害 3級	身体障害 4級以下	<p>・人数に応じて配点 例) 精神障害3級の者と知的障害Bの者がいた場合：3点配点</p> <p>・同じ人が複数の障がいまたは要介護等の場合、いずれか高いほうの点数を配点</p> <p>例) 同じ人が身体障害1級と精神障害3級の場合：身体障害1級の3点を配点</p> <p>・障がい者のみの世帯の場合、身体上又は精神上重度の障がいがあるために常時の介護を必要とする者でその市営住宅への入居がその者の実情にてらし、適当でない場合には入居を認めない場合がある</p>
			3	2	1	
			精神障害 1級	精神障害 2級	精神障害 3級	
			3	2	1	
			知的障害A	知的障害B	/	
			3	2	/	
			要介護 4以上	要介護3	要介護 2以下	
			3	2	1	
要支援2 及び1	/	/				
1	/	/				
居住の状況	別居世帯	震災に起因する事情により別居している世帯が、従前の世帯に戻る場合	5			震災時に居住していた地区に同居して申し込む場合
	自己所有住宅の滅失	震災時に申込者又は同居者が名義人となっている住宅が滅失したもの	5			複数人いても5点
	応急仮設住宅入居	現在、応急仮設住宅に入居している世帯	5			/
その他	世帯人数	入居希望世帯の人数に応じて	7人以上	6人	/	1世帯の人数
			7	6	/	
	多子世帯	18歳未満の子が3人以上いる世帯	5人以上	4人	3人	/
			5	4	3	/